

Title	マックス・ヴェーバーの社会主義論にかんする一考察：経済社会学的視座を求めて
Sub Title	A study on Max Weber's theory of socialism
Author	樋口, 辰雄(Higuchi, Tatsuo)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1979
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.19 (1979.), p.1- 12
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000019-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マックス・ヴェーバーの社会主義論にかんする一考察

——経済社会学的視座を求めて——

A Study on Max Weber's Theory of Socialism

樋 口 辰 雄

Tatsuo Higuchi

This paper attempts to analyze socialism from socioeconomic points of view, particularly based on Max Weber's theory. Weber gave us grand positivistic and ideal-typical theories, which have been studied in many fields of history, economics, (religion-) sociology, politics and so forth. But how he thought about the economy of socialism and its political impact on citizens and workers is not so deeply discussed except some theorists. Most Marxist authors consider it necessary to socialize the means of production to free the oppressed working-class and control these means under one party. To these schemata do I not agree from my specific standpoints. Whether the political constitution ruled by one party is an inevitable system for securing citizenship rights must be reconsidered today in the other theoretical frames of reference different from Marxists' not only logically, but also empirically. This is reflected in the tendency of papers on Marx and/or Weber in the 60's East European countries such as Poland, Hungary etc.. Accordingly, the object in the final chapter is devoted to clarify the importance of 'Democratic Parliament' in the high-industrialized societies.

- (1) 問題の所在
- (2) 社会化の論理構造
- (3) ヴェーバー社会主義経済理論の一面
- (4) 「生産者社会主義」社会における議会像——その再検討
- (5) 結語にかえて

文化現象の一つの特殊要素である経済的要素をその文化意義において種々様々の文化連関を通して求めるとき、それは一つの特異な観点からする歴史解釈を追求しているのであって、十分なる歴史的文化認識のために一つの部分像を、一つの予備労作を提供するものである。¹⁾

問題の所在

わが国の一部のマルクス経済学研究にも典型的にあらわれているように、「社会主義社会とはこれこれのものであるに違いないと思ひこ」²⁾み、経済的事実の整序よ

りも論理的解釈のほうを重視する研究風土がある。そうした風土のなかでは、存在するもの(Seienden)が将来、当為(Seinsollenden)に転化すべきもの(Werdenden)として理解されやすいヘーゲル流の流出論的思惟があるようである。マルクス主義の立場から研究する場合にはとくに、こうした研究上における諸困難がつきまとうことを、すでにドイツの社会科学者ヴェーバーが二十世紀初めに指摘したのをわれわれは知っている。先のG・マルチネによる批判を形をかえてもちいれば、次のようにもなろう。すなわち、一方で或る偉大な理論家が「資本主義社会とはこれこれのはずだ」との巨大な理論的フレームワークを提示し、他方でこの理念に影響されつつも各国ごとに多様な資本主義的發展が展開されたとする。この場合、後者の歴史的発展過程のなかに前者の理論的枠組では説明しがたい矛盾した現象があらわれたとき、社会科学者の良心を犠牲にしたまま「プロクルテスのベッド」なる論理的操作をおこなうべきであろうか。菊池

昌典氏をして「社会主義の実像」を求めて徘徊せしむる日本の思惟構造の特質については、つとに丸山真男氏からラディカルに解剖されたところである。が、虚像構成への持続的体質（マルチネの「現実をねじ曲げる」操作）がわれわれに付着し、しかもこうした体質がつよく刻印されているものとするれば、これからの社会主義研究におけるわが国の研究成果は、きびしい経験科学的研究と学際的共同研究とをア・プリオリな原理としている国際的動向を前にしたら、いつかは世界の孤児にされてしまうようにおもわれる。およそ、首尾一貫した経済分析を試みてきたわが国のマルクス研究者が《唯物史観》にたちながら、本稿の対象となるテーマを体系的に論じてきたことは周知の事実であるが、それにたいしあえて本稿を起草したのも、以上にのべた学的危惧の念があるからである。

今日の社会主義諸国は、ロシア革命以来、社会主義の多軸化現象ともいうべき独自の道をあゆんでいる。しかもこの道は、ソ連の権力的価値関心にもかかわらず、ユーゴスラヴィアをはじめとした東欧諸国の歴史的経験、民族・地理的事情や指導者資質など、無限なる要因に規定されながらも着実にふみかためられつつある。こうした歴史的事態を前にして、マルクス経済学あるいはマルクス主義のいわゆる生産手段の社会化、固有化という問題を別の角度から考察してみる必要があるようにおもわれる。それは、ソヴィエト経済でも市場性を再評価せざるをえない歴史的事情にめめされているように、硬直化した中央による計画経済があきらかに人民の自主的能力を閉塞しかねないからである。それゆえ本稿ではヴェーバー社会科学および先学の研究成果によりながら社会主義の意味を追求し、問題の輪郭をいささかなりともはっきり描きだすことがここでの課題であるとともに、今後における研究の準備作業ともなるものである。

社会化の論理構造

ヴェーバーの社会化 (Sozialisierung)³⁾ という概念をとり扱う場合に注意すべきなのは、社会化の問題が第一次大戦末、敗北を目前にしたドイツ帝国の政治的、経済的背景から発生したことである。ディレクタント政治家、皇帝、ヴィルヘルム二世のたたらした混乱のなかから、もっとも強力な運動として出現したのがレーテ（労兵評議会）であった。戦後ドイツの復興を経済の社会化に求めさせるきっかけをつくったのが、戦時経済における経験であった。ロシアでボルシェヴィキ革命が成功したことも、この運動におおきく拍車をかけた。左翼政治

家、経済学者たちにとっては、戦時体験、つまり戦争という一義的目的に合致した経済統制の経験にもとづいて、部分的社会化から完全なる社会化へ、すなわち社会主義へと段階的に移行させることがかれらの理想であった⁴⁾。もちろん、この運動のなかには、社会化をめぐるさまざまな主張と対立があって、かならずしも統一の見解をみいだしたわけではなかった。しかもこれには、ヴェーバーと親交をもった学者、政治家、そのほかおおくの人びとが参加していた。かつてヴェーバーとの間で資本主義の精神の起源にかんして論争をまじえたイギリス経済史家、ルヨ・プレントノー、オットー・ノイラート、詩人エルンスト・トッラー、エーリヒ・ミュンザム、急進的ボルシェヴィストら⁵⁾であった。一九一八年十一月に発促をみた社会化委員会の構成員に、ヒルフェーディング、カール・カウツキー、エミール・レーデラー、ジョセフ・シュムペーター、ヴィルブラントら⁶⁾がその委員に選ばれている。これとは別に、オーストリアの経済理論家、O・ノイラートは戦時中の経験をふまえて、価格にもとづかない別の原理、つまり実物計算（現物計算 Naturalrechnung）によって平時の経済運営が可能であり、この価格を前提としない「完全社会化」（Vollsozialisierung）をつよく主張していた。だが社会化委員会で主要な影響力をもっていたのは、多数派の社会主義プラン⁷⁾ではなくて、むしろ少数派による「共同経済」論であった。この思想的立場は、価格を前提にした生産手段の社会化を意図していた。

それでは、戦時経済、すなわち私的資本主義が一時的にその機能を停止し、社会主義化のための実験土台であった戦時経済、共同経済の実質的意味内容は何であったのだろうか。それはヴェーバーによれば、正常な市民的＝資本主義的エートスに導かれた、「自由な労働の合理的組織をもつ市民的な経営資本主義」の精神とまったく無縁な、しかも軍事的勝利をめざした略奪資本主義そのものを意味する行為であった。この両者の行為類型とエートスの間には決定的な対立があった。この対立とは、「一つは政治的景気だけから、つまり国家調達、戦時資金調達、闇利得、および戦争によって再び著しく上昇したこの種の一次的チャンスと掠奪チャンスから活気をうる資本主義的冒険家の利得と危険、他は平和時の市民的合理的経営の収支計算の対立」⁸⁾がそれである。この略奪資本主義のオフィスの奥で、いったい何が行なわれているか、とヴェーバーは陰の部分を描出した。

『戦時共同経済』の背後で、表向きはこれに抑えられている『収益衝動』から、何が生まれるかを見た者がい

るだろうか。黄金の仔牛のまわりを踊る野蛮なダンス、官僚制度の小穴からこぼれ出るあの幸運を追駆けまわす鬼ごっこ、なんらかの——たとえどんな性質のものであろうとも、——営業倫理を識別し区別する尺度の喪失、そしてどんな営業人でも——もっとも良心的な営業人でさえも——経済的没落の刑が行なわれるときには、いっさいの経済倫理のこの比類のない刑場のハイエナとともに吠えたて群がらざるをえない青銅の強制——これからは、資本主義的収益のチャンスが軍神または官僚聖者様と踵を接したときに、どの時代にも存在したのと同じくらいすさまじく行なわれる。あるいはむしろ、それよりも遙かにすさまじく展開される⁹⁾。

戦時経済の経験から国家の監督のもとに、市場における有効価格を前提に企業の社会化、生産手段の部分的国有化を意図したところみは、けっして彼らの期待したような結果をもたらさなかった。むしろ私的企業の官僚制と国家官僚制とが利益を共有するところからして、青銅の容器を強化するなにもでもない。これがヴェーバーの「社会化」案にたいする決定的ともいべき警告であった。労働者の労働手段からの分離が労働者を労働力商品にまで零落させ、資本のもとに隷属されている労働者がみずから生産すればするほど貧困におちいるという資本制生産。これを合理的に管理してゆくために私的に所有された生産手段を国有化にもってゆくこと、これが「労働の社会的性格」に注目した近代マルクス主義の政治的社会主義理論をささえる重要な目標であった。

だが、生産手段の社会化は、いったい「誰」が管理担当すべきかという具体的な行政幹部の問題と表裏一体をなすものである。ヴェーバーの立場に即して考察するならば、社会化とは管理(Verwaltung)を意味する¹⁰⁾。合理的社会主義を想定する以上、それは行政幹部からなる組織体(官僚制組織)を必要とすることをたえず念頭におくべきものであろう。

と同時に次のような経済的、技術的問題をも解決しなければならぬ。すなわち需要の測定とその測定方法。また需要が測定された後に、いかなる生産要素と労働力をくみあわせて効率ある財生産を遂行すべきかという、具体的な生産計画。生産における品質管理。需要者の側から要求される高品質な財にたいする欲求の高揚。技術開発。新たな技術開発にもとづいて工程変更がくわえられた場合に、具体的な作業工程を担当する労働者の適応力や習熟度。工程の進行状況をたえず把握し、トラブルの発生したとき適切な処置をくだす工程管理スタッフの存在。ついでもっとも重要な因子として経営体で働く労働

者の労働意欲。以上に列記したすべての課題が一括して生産力水準のなかにあられるわけである。それゆえ社会化の推進という意味は、すくなくとも大衆需要を大量生産方式で充足しようとするかぎり、きわめて錯綜した人間関係の調整でもある。はたして、この無限ともいえる諸要因を集権的計画経済は合理的に調整してゆくことができるのであろうか。(この点については後述)

ヴェーバーは「社会主義」(Der Sozialismus)論文のなかでサンジカリズム、つまり労働組合員による生産管理について重要な論点を提示した。そこでの問題提起は現今の共同決定制を理解するうえでとくに示唆にとむものとおもわれる。プロレタリアートの政治的独裁に反対をとなえるサンジカリズムの理念¹¹⁾は、政治指導者や党官僚に政治権力をゆだねることを一切拒否し、企業体に属する労働者およびその家族成員らが生存可能となるような条件を闘いと、みずからの意思決定にもとづいて生産の管理を委員会に委譲するというものである。このサンジカリズムの「生産管理」にたいするヴェーバーの批判は、生産工程に関する労働者の訓練や習熟度がどれ程すぐれたものとはいえ、労働過程と工場経営とはそれぞれ異なる能力が要求されるという観点から、次のようになされた。すなわちヴェーバーはいう、「どのような近代的工場経営も、徹頭徹尾、計算、商品知識、需要状況の知識、技術的訓練に依存していますが、こうしたことがらはすべて、しだいに専門的におこなわれる傾向にあり、また、じっさいの労働者である労働組合員はこうしたことがらを学び知る機会にまったく恵まれない」¹²⁾いから、こうした専門化に対応できるような「知識人分子」を必要とするはずである¹³⁾、と。いいかえれば市場競争メカニズムを前提に労働組合が団体結成によって生存しようとすれば、その場合にはかならず専門スタッフを要し、これら大学出のスタッフが当該団体内の労働地位を専有するはずだという認識がヴェーバーのとらえかたなのである。このような問題状況はサンジカリズムばかりか、共同決定制の場合にも同様に妥当するのである。すなわち共同決定に際して個々人がまず問題にとりあげる本質的な側面とは、「割りあてられた分配分や労働の種類が、他人のそれにくらべたとき、自己の利害に対応していると彼自身に思われるかどうかということにほかならない」。その際、労働者たちの具体的闘争対象となるものは、「そのときどきに割りあてられた分配分の変更ないし保持[例えば重労働特別手当]をめぐる、あるいは報酬分配ないし快適な労働条件という点でのぞましい労働地位の専有¹⁴⁾もしくは専有からの排除をめぐる

って、あるいは労働の禁止〔ストライキあるいは労働場所からの強制的立ちのき〕、一定部門の労働条件を強制的に改善させるための財生産の制限、望ましくない労働監督者のボイコットおよび強制的追放などをめぐって、暴力をともなった権力闘争¹⁶⁾となるはずである、と。

ところで、サンジカリズムに象徴されるように、社会主義を志向する運動がさまざまに展開されるなかで、では一体どのような観点からヴェーバーは社会主義の経済行為、そのメカニズムをとらえていたのか。ここで私は、行為に着目して類型化した二つの原理、「営利」原理と「生計」原理を手がかりとして、この問題をかんがえてみたい。

社会主義を経済的側面からとらえる際に彼は、人間行為の動機づけの観点から、営利に志向した経済行為と、生計関心にもとづいた経済行為を理論的分析枠のひとつに設定し、そこで、社会主義経済 (= 計画経済 Planwirtschaft) への移行を、流通経済 (Verkehrswirtschaft) から「家計」(Haushalt) の原則が妥当する経済構造への変化、としてとらえていた¹⁶⁾。人間の最古の共同態に典型的な行為類型をなすところの自己需要、つまり「子が母を選び」とらぬように、人間の「生まれ落ち」る共同態が「共同の労働で財貨をつくり、共同でこれをつかう」。「家族はつくっただけをつかい、つかいただけつくった」¹⁷⁾ (= 共同態の欲求充足)、こうした家共産主義的欲求充足の様式とはまったく異なるものが近代の流通経済である。この後者の経済は家父長制的支配や家産制支配にみられるような下部構造ではなく、「他人が使用する」と期待される財貨を生産し、「他人の労働の生産物」¹⁸⁾を消費するという原理である。近代の財貨生産へと導く原則が「人間がみずから財貨を必要とするかどうかという立場ではなく、財貨が『買手』をみつけるかどうかという立場、すなわち他人がほんとうに財貨を必要とするかどうかという立場 (有効需要——引用者補)、これこそ近代の企業家の生産する立場、生産せざるをえない立場である」。そして「つねに他人の労働の成果に依存」し、「だれもがつねに他人の需要をあてに労働する」近代の流通経済圏の中で生活する者は、たとえ工場主であろうと、生産された製品のすべてを自己のものに帰属することはできず、「『かれの製品』はかれの『生産した』もののうちごくわずかの部分」でしかない¹⁹⁾。はたして、企業活動が継続的に保証されるかどうかは、みずから創造した付加価値を貸借対照表によって評価される。しかもこの対照表のうに、企業構成員すべての労働行為、管理行為の合理性実現度が反映し、しかもかか

る操作を可能ならしめるものが貨幣という形式的単位をベースとする計算行為である。ところがこの近代流通経済の対極にある「生計原理」について、ロシアにおける農業発展に触れながらヴェーバーは、青年ナロードニキの綱領を次のように批判した。すなわち、依然とオプションを土台にしたかれらの綱領は農業労働者の移動を制限する立場、つまり技術的發展を農業に取りいれようとせず、あくまでも村落共同態の欲求充足のイデオロギーを代弁している点にある、と。

農業の産物は一部は自然な地質の結果であるが他の一部は農業家の——彼だけの——労働の産物である、という思想は、農業の生産過程に農民自身が作るのではない生産手段を持ち込むことによって、すなわち改良された道具、近代的建築物、人工肥料を持ち込むことによって、ただちに根拠のないものとなる。……したがって、農産物の収穫のための「社会的に必要な労働——すべてのナロードニキがこのマルクス主義の概念を使って論陣をはるのがつねであるが——は、ますます多くの部分が、農村から工鉱業の中心地へと移っているのである。

そして

事実、『青年ナロードニキ』の綱領はツンフト的な「生計の立場」を基礎にしている。すなわち、それは与えられた地片から最少の労働でどうしたら最大の生産物を収穫しうるか (農業資本主義の標語) ということを問題にしないで、どうしたら与えられた地片で村の中の労働を使って最大限の人間を食べさせていられるかを問題にする²⁰⁾、からである。この生計の原理の対極が営利経営に集約される人間行為の方向づけである。その場合、個人の欲求充足が資本主義的財生産、とりわけ株式会社制度のなかで、その価値創出部門を担当する「工場」によって財が供給され、個人の欲求充足がおこなわれるとき、こうした経済行為が典型的にあらわれる。(1)機械的な動力源、(2)機械、(3)内部的な労働の結合、これらの条件と同時に、物的生産手段が所有者によって完全に専有され人間が『番をする』必要のある機械的動力源と機械が使用されるような「仕事場経営 Werkstättenbetrieb」²¹⁾ (固定資本の利用) によって、資本計算の形式合理性を極大化することが、「非人格的支配 (unpersönlich な支配)」²²⁾、つまり「資本」の支配、がよってたつ基盤である。巨額な設備投資を必要とする現代の工場設備は、株式資本による資金調達が主流をなしており、「きわめて多くの人びとの出資によって調達され」²³⁾、この株式資本の調達方法が「市場的な利害状況」を作りだし、労働者階級からその生の意味を奪っている重要な契機とな

っているわけだ。しかし、株式会社制度による資本の支配は、経営組織内の人間関係をのみ考慮したばあい、あたかもそれは人的な関係で構成されており、それゆえ雇用者と被雇用者の関係を具体的な倫理的規制の対象となりうるかのようにみえる。ヴェーバーはそれを否定した。なぜなら資本主義制度を変革せずに、特定企業のみを規制対象にしても、非人格的支配にピリオドをうつことは不可能である、と。この「ヘルなき奴隷制」としての資本主義的諸関係にたいし、ヴェーバーのいう「実質合理性」を追求するのが社会主義の思想であり、社会主義経済機構であった。

そこで、以上の論述にもとづき、彼の社会主義経済論を考察することにしたい。ヴェーバーの社会主義経済論にかんして注意すべきことは、叙述が問題点の指摘をなす限りで選択的に記されていることである。彼はわれわれに計画経済 Planwirtschaft なる理念型を提示しているのである。それゆえ、これが理念型である以上、実体化して現実をさばくことはもとより慎しまねばならない。が、重要な構成要素を一面的な観点から人為的に昇化した思惟像であることを自覚すれば、これは経験的現実 (empirical reality) を解明する手段としての有効なる分析装置となるとおもわれる²⁴⁾。

ヴェーバー社会主義経済理論の一側面

ヴェーバーが念頭におく社会主義経済の概念を明確化しておくためには、つとに強調したごとく、「有効価格」²⁵⁾を前提とするような部分的「社会化」なり「企業国有化」なりを、けっして彼が計画経済のカテゴリーに含ましていない事実を確認しておかねばならない。「経営評議会制」社会主義、消費財の「配給制」社会主義をいちおう別にすれば、ではヴェーバーの社会主義経済の理念像は何なのか。計画経済を彼はつぎのように定義した。「『計画経済的』欲求充足とは、法律で定められた、または契約によってきめられた、または上から強制された、なんらかの実質的な秩序に指向しているような、団体内部でのあらゆる欲求充足をさし、これは「究極的には実物計算に経済の実質的な基礎をおいている。」²⁶⁾。実物計算に基礎をおいた計画経済は、ヴェーバーによれば家計的範疇²⁷⁾、つまり消費を目的とした欲求充足を意味し、中央の支配団体で生産計画が立案され、そこで決定された個々の生産分担が下部におろされる生産システムを意味する。こうして各個別の企業団体は、中央行政権力に所属する行政幹部からくだされる命令にしたがう。したがって、この下部団体は私的企業にくら

べると、いずれも企業管理における権限が制限されるため、他律的に、場合によっては経営管理者地位の専有という観点からみると、生産の管理主体（管理者）を中央から他首的²⁸⁾に決定されるという形をとるわけである。ヴェーバーは、「完全な社会化」が技術的發展と歩調をあわせて進みうるとすれば、それは貨幣の使用されない実物経済（実物計算）であり、しかも交換の欠除した「自律性と自主性をもつさまざまな個別経済主体の組み合わせであるが、それらすべての個別経済が一つの中央経済にたいして実物給付を行なう義務を負っている〔ライトゥルギー的需要充足〕『オイコス』」の形態を示唆している。

だが、実物計算を中心にした計画経済では、貨幣計算をとまなう流通経済に比べると、必然的に財生産の方針決定の問題（需要度の測定）、費用合理化の問題、減価償却や工業立地などの問題が解決しがたい課題としてつきまとうのではないかとヴェーバーは指摘する。なぜなら、資本主義企業は経済の基本構造として、労働市場、商品市場などの領域に成立している価格指標を利用しながら、前もって収益性を自己目的とする商品生産の方針を予測することができ、しかも事後的にも調整可能であるという原理に立脚しているからである。他企業との競闘を前提にした当該企業の存否が労働者を淘汰することを軸に回転しており、そこでの経済行為の効率性がすべて商品価格に反映してくるといってよい。したがって、複雑な生産要素のくみあわせによって完成した商品とこれに対する現実の需要度が、流通経済過程では消費者の限界効用に依拠しつつ、実際面ではプライスメカニズムのなかに一義的な形をとってあらわれるからである。この価格の予件を利用しつつすることで、企業内部におけるコスト・アナリシスや経営合理化が可能となる。これにたいし、実物計算では、「種類の異なる生産過程、種類の異なる生産手段、多様な用途などのあいだでの比較となると、現代の経営における収益性計算ならば貨幣費用によってこれを簡単に解決しているけれども、実物計算ではこの点に困難かつ『客観的』に解決しえない問題」²⁹⁾があるとして、計画経済につきまとう形式非合理的なる現象を明示した。そこで、実物経済を固守して市場価格というインデックスを排除するなら、そのとき、中央計画主体の需要測定に中央行政幹部の主意性、とりわけ(1)従来繰り返し行なわれてきた「伝統」に依存するか、或いは(2)「独裁的命命を発して消費を一義的に規制しかつ服従させるか」の二者択一的、あるいはこの両者を行いて他律的に生産計画が割りあてられることを避け

えない。だがさらに問題となるのは、たんに生産の一方的賦課のみならず、およそ労働意欲への影響力も無視しがたいことを注意すべきであろう。つまり、このように国有化された企業³⁹⁾にたいし上から生産配分が決定されるような社会構造では、労働者の労働意欲が長期的にみて減退せざるをえない、とヴェーバーが主張していることである。たしかに、革命によって生産手段の国有化が一律に実施され、この革命に鼓舞されて労働意欲(「利用的」動機による、あるいは価値合理的な労働意欲)が向上するチャンスがあることをけって否定しえない。が、資本制秩序の形式合理性に対抗して、労働者階級の実質合理性、とりわけ労働者、大衆の生活基礎物質を国家保証をとうして「家計」的に欲求充足するとき、無産者とその家族員の生計関心(家族再生産)に強制された労働起動力と比較してみると⁴⁰⁾、計画経済下における労働インセンティブははるかに弱化するものとかんがえられるのではなかろうか。資本主義社会の秩序のもとでは、無産者の労働モラルを強制している要因を、経営者による「事実上のマホト」(労働者淘汰の自由なチャンス)と出来高払賃金にある、とヴェーバーは指摘している⁴¹⁾。わけても生産手段を専有し労働過程を自己管理しているような小農経営者ないし独立手工業者の場合に、無限の労働モラルが展開されるとみている。それは家族労働を中心にして投下資本を回転、回収する利害関心の強烈性と、みずからの家族再生産を危機に陥しめる状況に際しては、被雇用者に平均的に散見される責任感覚とははるかに異なる態度が現出すること、しかも収益性チャンスの獲得を指向した余剰労働力の投入可能性がかれらに固有な性格を刻印しているものとおもわれる。家計範疇で把握された計画経済における労働起動力にかんしては、以上のとうりである。生産手段の私有化を禁止し、収益性を自己目的とするような交換行為を制限ないし禁止する社会主義経済社会でもはぶく貨幣の使用がみられるのが実情である。かかる場合に貨幣は一体いかなる性格規定をおびるのであろうか。これにかんしヴェーバーは貨幣と有効価格をメルクマールとして重要な論点を提示しているの、それに触れておかなばならない。「社会主義のもとでの貨幣は、一定量の『労働』[(有用)とみとめられた]にもとづいて発行される『切符』であって、これが一定量の財を指示し、また蓄蔵や交換の対象となりうるものであるが、これはむしろ実物交換[ただし場合によっては間接的な]の規則にしたがうものといったほうがよいであろう」⁴²⁾とのべている。もともと計画経済の基本的性格⁴³⁾が団体内部の

欲求充足を指向している以上、たとえそこに貨幣が使用あったとしても、「管理団体」⁴⁴⁾たる国家による配給制原理にしたがって価格と購入量の統制がおこなわれ(=消費の割り当て)ているところでは、貨幣は財の供給能力に対応する形で「発行された切符」⁴⁵⁾とみるべきであろう。だが、実物計算を基本にしつつも多様な分業形態を前提とした各企業間で交換が実施され、部分的であれ有効価格が成立してくると、そこには貨幣計算と資本計算への萌芽が生じ、こうした現象を阻止するために中央政府の側では強力な規制が必要となってくる、とこうかんがえられるのではなかろうか。もしそうであればこの論理的脈絡からして、理念型としての計画経済と現実の様々な社会主義経済との間に矛盾が発生し、またそうした現象が現今のソヴィエト経済の底流に存在するとおもわれる。「配給制」社会主義における企業管理形態はなによりも市場価格をひとつの有効なメルクマールとし、たとえそこで全面的に経営手段が国有化されたといっても、企業の存続が収益性(Rentabilität)に依拠するような経済類型に接近してくると、まさしくこれは企業を中心とした、ヴェーバーのいう「企業者社会主義」(生産者社会主義 Unternehmersonzialismus)の形態であるといえよう。つまりこの形態は労働者の淘汰が制約されるか、労働者の地位専有が確立されるような社会主義である。ここでは国家官僚群と企業層の利害が一致するのにたいし、消費者の利害と潜在的な対立を示す、国家社会主義⁴⁶⁾を意味している。なぜなら、外見的に生産手段の国有化と、政治的、財政的利害関心から国家による市場メカニズムにたいする規制作用が行使されているとはいえ、収益性指向型の経済社会では、「人びとがこの糾合によって利潤をえようとするか、それとも収益性を保証されることがしめされるならば、一定の営利関心をもつ人びと⁴⁷⁾は至極簡単に糾合されるものであります。『国営化』かそれをあらわすような、企業者社会主義をつくり出す可能性は、それにもとづいています。」⁴⁸⁾。それゆえ、「進化論的で生産の問題を中心におくタイプの社会主義、とくにマルクス主義的なそれ」⁴⁹⁾は、極端に貫徹されたばあい、実物計算にもとづいて労働給付の報酬をうけるようなオイコス計画経済となるか、あるいは生産手段の国有化を維持しながら資本計算を指向する配給制社会主義へとステレオタイプ化されるようにおもわれる(現今の社会主義社会はもともと戦争を契機として成立したユーゴスラヴィアに代表されるように、党独裁を堅持しながら他方で経済権力を中央で独占せず、できるだけ労働者団体の責任を重視する自主管理方式など

多様な「混合形態」をみせている。)。しづおいせ」作者の類型では、膨大な官僚制的行政装置を「国有化」の代償として支払わねばならない。そのとき、この装置はおよそ資本主義的官僚行政よりも「一層明確な形式的諸規則にしたがった厳密な官僚制的な行政」⁴¹⁾とならざるをえなくなろう。

「生産者社会主義」社会における議会像 ——その再検討

さて、以上のようにヴェーバーの論拠をたどってくると、経済の多少とも実質的な変革をめざし、「権力分割の廃止」の指向してきたソヴィエト型社会主義の問題の所在がどこにあるのかが次第に輪郭づけられるのではなからうか。そこで、これと関連した先学の業績についていくつか触れておかねばならない。

ヴェーバーの「社会主義」論文で指摘された、企業者社会主義のはらむ問題点をいち早く思想史の観点から着眼され、我国のヴェーバー社会主義論を深化せしめたのは、内田芳明氏であった。内田氏は、

マルクスのばあい、……すべて徹頭徹尾前面に押し出されてくるのは、右のべたような生産力進化の思想とならんで、『生産の統制』の思想なのであって、『消費の統制』という観点ではなかった。すでに紹介したように、この点を批判的に鋭くついで、マルクスの『生産者社会主義』に対して『消費者社会主義』の決定的重要性をヴェーバーが指摘したのは重要である。ところでマルクスが社会主義社会を論ずるとき、もっぱら『生産の統制』の観点を前面に出して、『消費の統制』の観面に思い及ばなかったのはなぜかと言えば、ここでも右に論じてきた進化思想と楽天的人間論の前提に支えられていた⁴²⁾。

とのべ、たとえ社会主義社会であっても、禁欲発人間類型（エートス）を前提にしつつ『消費』の禁欲的自己規制⁴³⁾の必要性がある点を強調していることは、本稿の主旨とは別の観点からみてたえず注視せねばならない視座である⁴⁴⁾。また、ソヴィエト型社会主義と対置させながら中国にとりたてて関心をよせ、「文化大革命」のもつ精神的覚醒に着目して、宗教社会学の立場からエートスのもつ歴史的意義を再説した点も日本の社会科学に与えたインパクトはおおきい。だが別稿で、社会主義社会といえども議会を必要とすると指摘しながらも、この議会の性格がもはや「たんなる現実の無数の大衆の自然的利害や自然的欲望だけの反映であって」はならず、「理念」の反映と理念へ志向された計画と統制がおこな

われるべきものととらえ、この場合にも社会主義的「エートス」を必要とするというとき、内田氏ははたしてエートス論と社会主義議会の再構成にかんし、首尾一貫した議論を展開しているであろうか。すなわち、社会主義社会にかりに議会が存在するとしたら、どのような具体的議会像をあらたに提示しようとするのか、が不鮮明であるようにおもわれる。もちろん内田氏が毛沢東思想に着目して、社会主義社会内部においてもくりかえし《階級闘争》を必要とすること、及びプロレタリアートにたえずつきまとう思想変革の固有運動法則性を毛沢東思想のなかに見い出している点や、ゼクテを補足しながら相互批判を可能とするようなエートス集団を予想する点も私に疑義があるわけではない⁴⁵⁾。だが、農業を重視する中国社会がその近代化に成功し、他日、本格的に工業化へのりだすとき、おそらく中国は、たとえ同一のものではなくとも、先進資本主義国に類似した諸問題に直面するであろう。そのとき、内田氏の主張されるようなエートス論で、その近代化過程から噴出する諸問題を合理的に解決することができるであろうか。かかる未来の時点においてより原理的な政治構造上の問題が問われるのではなからうか。

国家社会学によってヴェーバーが経済的闘争から生ずる社会的矛盾、諸利害の対立を告発、調整する機関として、政治の領域わけでも議会にたいし重要な役割を付与したのも、それは人間利害の無前提な調和論を否定し、社会主義社会においても資本主義的闘争とは別種の利害対立——潜在的にであれ——が存在することを強調せんがためであった。いかなる名称であれ、「議会」の機能は、けっしてアクラマツィオンの場ではなく、むしろ敵しい政党どうしの闘争が展開されるべきところ、とみなしたがゆえであったとおもわれる。つねに政治現象が、一方で官僚制的行政によって国民を支配してゆく権力作用である、という冷徹なる事実を認めながらも、なお議会制度それ自体の機能を回復することが現代にかせられた政治課題であるとするならば、それは支配を監督する《民主的な議会》、しかも、人間利害の錯綜した近代社会を一つの歴史的与件としてかんがえるとき、複数政党による議会を基礎にした社会と解するのが妥当ではなからうか。いずれの体制であれ、権力の固有な本能を等閑に付することはできない。複数政党が提起する政治理念の相克、この「自由な勧誘にもとづく結社 (Verein)」たる政党が闘争の場＝議会における委員会活動の成果いかんによって、形式合理主義的な形をとった国民票をどれほど獲得しうるか、という過酷な淘汰にさらされる議

会主義システムは、＜権力統合＞原理の対極にある政治システムであることはいうまでもない。「自由な個人の結合からなる一つの社会」(eine Assoziation der Individuen)を少くとも理念的には志向するソヴィエト社会および東欧社会で、知識人、芸術家などの社会層を抑圧するという見通し難い現象が露呈しているのも、けっして以上にのべた問題連関と無縁ではなからう。巨大な官僚マシンにとりかこまれたながらかかる社会層が自己主張につくのも、社会化された労働者階級の意識外に零れおち、いまや忘れさられんとしている個の人格(Personlichkeit)の尊重という、古き「市民社会」の価値像をいちはやく彼らが看取せざるをえなかったがゆえである、と思われる。資本主義の秩序の正当性信仰(Legitimitätsglauben)が揺ぎつつある現代に、複数政党制がなお意味をもつとすれば、それは政党集団が権力行使の面で誤謬に陥りうるという原理的認識に立脚している。こうした市民の政治にたいする懐疑が、逆に市民各自の政治的自覚と自己教育を促し、場合によってはあらたな政党結社形成への潜在的起動力になるという、いわば上向下向の激しい濁汰作用をうけるような政治構造を必要としている。

以上の問題観点をふまえて、すでに内田氏から指摘された「民主的議会」⁴⁶⁾、ヴェーバーが強調する「行動する議会」(ein arbeitendes Parlament)のもつ意義をかんがえてみたい。ヴェーバー社会学、とくに彼の「支配の社会学」をベースに大衆をとらえ、てみると、そこには、資本主義的企業と国家官僚行政装置、この二つの巨大な支配機構にはさまれた大衆のものがく姿をよみとることができよう。こうした大衆支配の社会構造を認識しながら、もし未来の社会では議会を廃止しようのだと予想する文筆家があれば、その者は政治の本質を見抜いていない、と激しく反論しているヴェーバーの態度がここで注目をひく⁴⁷⁾。それゆえ、ヴェーバー国家社会学におけるユニークな点は、彼の政治機構論であろう。と同時に、近代経済の経営者が他企業との競闘を不可避としているのと同じように、政治的闘争からうみだされる、政治家の人間類型にも言及している点であろう。ヴェーバーの歴史意識に投影した近代の支配構造は古典的市民社会像ではない。むしろ前述したように、技術と合理的労働組織に立脚し、あらゆる人間の労働行為の成果が計算という最も合理的な、それゆえ「支配の対象」をとらえがたい計算尺度、これを軸に回転している巨大経営資本主義と、専門教育をうけた官僚層からなる打ち倒し難い官僚的行政、この二つの組織が大衆の運命をすみずみ

で規定し、大衆の物質的、内面的な財をも支配し管理しているという、二十世紀特有な大衆支配のメカニズムを先取しているところにある。この大衆社会状況からくる大衆の不満を活性化する主体、あるいは不可避免的に増大する行政権力を制御する主体はなにか、が現代的視点である。ヴェーバーによればそれは「行動する議会」であった。しかも、それは古典的市民社会における議会ではなく、マッセン・デモクラティを前提にし、一律に選挙権を付与された被支配者(国家市民 Staatsbürger)による行政への参与(議会制度を通じた)、あるいは行政権力にたいする統制を間接的に行う政治権力の体系を前提にしている点にあった。ここで「数字デモクラシー」として非難される平等選挙制のもつ本質的特徴をヴェーバーが解明しているので、それを次に明示しておこう。十七、八世紀の古典的市民社会の中心概念であった市民(Bürger, citoyen)という範疇が実質的な意味をうしない、階級分裂と階層分化が縦横にいりくんだ現今の社会構造、これを研究対象にしたさまざまなアプローチが混迷状態にあるとき、つぎの言葉の中には積極的な戦略を含みもっている。

『国家市民(Staatsbürger)』という概念は、なによりも現代国家に属するものである。通常はどこでも、各個人の職業上の地位および家族の地位の特殊性と物質的または社会的境遇の多様性が考慮されるが、各個人の社会生活が現代国家にかかわる点では、こうしたことは考慮されない。平等選挙権の意味は、まさしく国家市民であること以外のなにもものでもないのである。……平等選挙権は、人間の自然的「平等」にかんする理論とはなんの関係もないことは言うまでもない。⁴⁸⁾

この政治認識の中には、上山安敏氏が指摘するように、「ヴェーバーの周辺にはすでに、フランスの啓蒙思想ないしヘーゲル哲学によってパラダイムをつくった社会哲学からの離脱」を前提にしていると同時に、「大衆民主主義状況の中で、労働者をも包含できる近代人の主体を前提にした新しい個人主義、市民的自由の確立を求め思想群が起って」⁴⁹⁾いたことを意味する。続けてヴェーバーは、

平等選挙権は、その本来の意味からすると、自然の諸性質と著しく不適合に作り出された社会的不平等にたいする一定の平衡錘である。社会的不平等は、不可避免的であるが、決して自然的な相違に由来するものではない。今日の社会秩序がほぼ存続するかぎり——しかもそれは非常にねばり強い生命をもっている——外的な生活状態の不平等、とりわけ所有の不平等およびその不平等に起

困する社会的従属関係は、たしかに緩和されるか、まったく除去されるという事はありえないだろう。だから、こうしたことによって特権を得ている連中は、国の政治にたいして、彼らの数をはるかにうまわる影響をまず失うことはないだろう。同様に、現代の国家組織と経済組織の本性は、専門教育と、さらに（専門教育と同じではないが、これによって——教育技術的にも——要求される）「教養」、すなわち現代社会の内部で身分的相違をもたらす最大の要素たる「教養」の特権的狀態をたえず前提としている。それゆえにこそ、議会主義的選挙法のなかに、これらにたいする等価物を設ける意味があるわけである⁵⁰⁾。

「支配の諸類型」や「支配の社会学」で展開された近代社会にかんする歴史構造的分析、あるいは「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」、「古代社会経済史」などの論文・著作にもとづいて、未来の抑圧状態を解決する糸口をヴェーバーの世界像にもとめるとすれば、それは中央集権的な社会主義管理のなかではなく、すでに述べたようにゼクテと議会を再構築する方向ではなかろうか。なぜなら議会は「なによりも官僚制により支配されている人びとの代表機関」としての性格を本質的な特徴としているからである。したがって諸政党からなる議会の行政権に対する「参与」と「統制」は、いかなる国家秩序であれ将来の政治計画に際しても無視できない機構上のレーゾンドートルとなるものである⁵¹⁾。

それでは実質的に「議会なき民主主義」に反対したヴェーバーの戦闘的議会主義論はどこに今日的な意味と根拠があるのであろうか。少くとも一九一七年までのヴェーバーは議会にたいして指導者選択と行政に対するコントロール機能を期待していた。わけでも前者には、「上位の官庁が誤りと思われる命令を固執する場合、命令者の責任においてそれを忠実に正確に、まるで自分自身の確信に合致するかの如くに遂行する」⁵²⁾、マシーンの歯車として行動するような官僚的人間類型とは異なった人間資質。与えられた権力の反対給付として自らの行為に責任をとる（責任倫理）、そうした政治的指導者資質が淘汰される議会像であった。そこで、行政に対する統制と監督という議会（行動する議会＝「常に行政に参与しつつそれを制御するような議会」⁵³⁾）の機能は緊張にみちた委員会活動と関連する。委員会活動による厳しい闘争と淘汰をくりぬけてはじめての行政を指導しうる者の資質が陶冶されるわけである。原則的公開による委員会活動、つまり行政の秘密知識を政党の闘争手段たる尋

問を媒介に国民に支配の実態を開示することがわけても必要となる。なぜなら国民の「政治的成熟度というものは……国民が官僚による政務の遂行の方法を熟知していて、絶えずそれを監督し、それに影響していることに現われる」⁵⁴⁾からである。国家市民レベルでは、国民が自ら政治経済的にも能動的被支配者（Staatsbürger）であるという、この冷徹な事実を議会委員会活動を通じて知ること、また議会レベルでは、この委員会活動が「剣をかざした直接行動ではなくて、全く散文的な音波とインクの滴」、つまり「特殊部門の専門教育を受けた報告委員」から支配の実態を聴取する、「書かれた言葉と話された言葉」⁵⁵⁾を闘争手段としていること。しかもこの闘争原理から次代の政治指導者たちが選びとられるからである。

結語にかえて

以上の論述からして私の主張は次のように総括できよう。まず、社会主義社会といえども「行動する議会」が不可欠であること。生産手段の国有化のみで労働者の解放を達成しうるか否かは決して自明な命題ではなく、むしろ見通しうる限りで社会主義社会が飛躍的に生産力を発展しうるためには、実際上も分業の存続と生産者社会主義の方向を予定せざるえないことである。専門的知識の獲得という近代の合理化過程（Rationalisierungsprozess）がなお普遍的現象として未来の社会主義社会をもとりこむとき、この社会の官僚組織がより強固な「鋼鉄の棒」となって、市民の運命をことごとく管理することになる。

常に大衆は感情的、情緒的動機に左右され「支配されるデーモスである」⁵⁶⁾とのヴェーバーの認識に対抗しうるとすれば、歴史的主体としての大衆は少くとも「価値」と目的をかねそなえた人間類型を志向せねばなるまい⁵⁷⁾。しかし、崇高なる歴史的価値形成への過程でたかわれる、社会主義的矛盾の解決策は、いずれにしても歴史の過渡期にいきる者たちをスターリン主義的粛清をもって報いることではない。マルクス主義は「人間の人間に対する支配」の廃棄をめざした、強烈なる理念をもった世界像であったし、今も同じである。しかも学的方法とも親縁関係をもったものである。だが私が問題の所在でのべたように、これが学問的方法論である以上、「現実には暴力を加え」（ヴェーバー）たり、「現実をねじ曲げる」（マルチネ）ような自然主義的方法論に甘んずることはできない。こうした自然主義をさけるには、理念の追求する価値と実際に経過した諸事実を厳格に峻別し、

この峻別をへた上で、価値と経験的現実がからみあう事実の世界を因果的に解明すること、こうした方法的自覚が必要であろう。なぜなら、実践的価値形成へのコミットメントが以上の原理的峻別をぬきに許された時代は、すでに過去のものとなりつつあるから。そしてまた、この自覚の上になつて初めて、丸山真男氏の「キリスト教の伝統を持たなかつたわが国では、思想というものがたんに書斎の精神的享受の対象ではなく、そこに人間の人格的責任が賭けられていることをやはり社会的規模に於て教えた」⁶⁸⁾ マルクス主義のもつ実践的倫理の意味内容が理解できるからである。

注

- 1) Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 3. Aufl., s. 164. 富永祐治, 立野保男共訳『社会科学方法論』35頁。
 - 2) Gilles Martinet, *des cinq communismes*, 熊田享訳『五つの共産主義』(・) 1頁。
 - 3) ヴェーバーの場合、生産手準の社会化、国有化をさす概念は, *Sozialisierung, Verstaatlichung, Vergesellschaftung* を用いている。*Sozialisierung* はヴェーバー自身の用語ではない。従つて、富沢賢治氏が唯物史観から「社会化」を *Vergesellschaftung* と *Sozialisierung* に区別して論じた箇所(『唯物史観と労働運動』45頁以下)は示唆に富むところであるが、本稿の意図はヴェーバー社会学からアプローチすることにある。
 - 4) 第一次大戦後のドイツにおける「社会化」運動については、阿部源一『社会化発展史論』を参照のこと。
 - 5) Marianne Weber, *Max Weber—Ein Lebensbild*, 大久保和郎訳『マックス・ヴェーバー』II. 493頁。
 - 6) 阿部, 前掲書93頁。
 - 7) C. Peterson 宛手紙(1920年4月)でヴェーバーは次のように述べている。「私は社会民主党多数派(Majority Socialist)に組することはできません。なぜなら、党お抱えの訓練をつんだ理論家たちの確信にさからう、妥協した社会主義がこの党だからです。」B. B. Frye, *A Letter from Max Weber*, *The Journal of Modern History*, vol. 39 No. 2 1967.
 - 8) Max Weber, *Gesammelte Politische Schriften* (・・ P.S. と略記), 3. Aufl. s. 253 邦訳『ドイツにおける選挙法と民主主義』山田高生訳, 成城大学経済研究, 第29号218頁。
 - 9) *Ibid.*, s. 254-255.
 - 10) *Ibid.*, *Der Reichspräsident*, s. 498 山田高生訳『大統領制』成城大学経済研究, 第36号192頁。
 - 11) 多元的価値領域の存在(その一つがサンジカリズムの *Gesinnungswert* [心術価値])と、とその首尾一貫性を要求しつつ、他方で各価値像が現実世界とかみあう領域を認識対象にすえるヴェーバーは、ここでは後者の意味における思惟構造の整序をとうし
- てサンジカリズムの理念を批判しているにすぎない。「支配の社会学」末尾における、近代社会に位置づけられた労働者階級の像や「宗教社会学」におけるそれは、反權威的、非宗教的性格をもった社会層として積極的に評価されている。それ故、彼の「現実主義的」とは、けつて現実への適応(Realpolitik)や理想を意味しない。Max Weber, *Wissenschaftslehre*, s. 508, ss. 514. 松代和郎訳『社会学および経済学』『価値自由』の意味』41, 42頁および52頁参照。
- 12) Max Weber, *Der Sozialismus*, in *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, 1924, ss. 213. 浜島朗訳『権力と支配』212 213頁。
 - 13) Dieter Lindenlaub, *Vierteljahrschrift für Sozial und Wirtschaftsgeschichte, Richtungskämpfe im Verein für Sozialpolitik*, ss. 300.
 - 14) 労働地位の専有 *Appropriation* 概念については, Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte*, 1923, s. 11 f. 黒正蔵, 青山秀夫訳『一般社会経済史要論』上 28-31頁参照。
 - 15) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5 Aufl., s. 119. 富永健一訳『経済行為の社会学的基礎範疇』480-481頁。
 - 16) *Ibid.*, s. 59. 前掲書361頁。
 - 17) Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, 1924, s. 257. 中村, 柴田訳『取引所』7頁。
 - 18) *Ibid.*, s. 257. 前掲書同頁。
 - 19) 「ところで、収益が、そもそも市場における自由競争による生産物の換価によって決定されるというような場合には、個々人の右の権利の内容(「全労働収益を要求する権利」——引用者)は、個々人の「労働収益」という意味を不可避免的に失わざるをえないことになる。個々人の労働収益というようなものはやまったく存在していないのであり、この権利の主張は、共通の階級状況にある者たちの集団的な権利要求としてのみ意味をもちうることになる。」(W. u. G., s. 500 世良晃志郎訳『法社会学』496頁)とヴェーバーはいう。ついで彼は、資本主義のもとではトルドヴァーヤ・ノルマ〔労働基準〕やポレトビーチェリヤ・ノルマ〔消費基準〕の原理が成立したとしても、「全労働収益を要求する権利」としての「社会主義的」個人権はなり立つ余地はない、として小農民的自然法(工業領域も含むを)批判した。
 - 20) マックス・ヴェーバー『ロシア革命論』, 林道義訳43頁。
 - 21) ヴェーバーの工場概念がマルクスと異なった意味規定をもっていることについては、大塚久雄『理想』1973・5月号所収論文を参照のこと。
 - 22) *Ibid.*, s. 267. 前掲書『取引所』21頁。
 - 23) *Ibid.*, s. 271. 前掲書26頁。
 - 24) A. von Schelting, *Die logische Theorie der historischen Kulturwissenschaft von Max Weber*

- und in besonderen sein Begriff des Idealtypus. 石坂謙訳『ヴェーバー 社会科学の方法論——理念型を中心に』。理念型の着想を憲法学者イェリネックから継受したことについては, Eugène Fleischmann, De Weber à Nietzsche, Archives Europeennes de Sociologie, 5. Jg, 1964, pp. 199-200.
- 25) 『『社会主義』と『社会改革』の概念的な区別がどこにあるとするなら, それはまさにこの点(有効価格——引用者)にある, という点だけを述べておこう。』 *ibid.*, s. 56. 富永訳355頁。
- 26) *Ibid.*, ss. 59. 富永訳360-361頁。
- 27) 「家計とは, 国家の需要であれ, 個人の需要であれ, はたまた消費組合の需要であれ, とにかく自己の需要の充足を目指しておこなわれる一切の経済行為を意味する。」 (*ibid.*, s. 6. 富永訳16頁)
- 28) 「生産手段の社会主義的『ゲゼルシャフト化』が行なわれるとしたら, それは, 次のことを意味するであろう。すなわち, 今日すでにすべての個人人のゲゼルシャフト行為は著しく他律的な, すなわち他の諸団体とくに政治的諸団体の諸定律を基準としているのであるが, この個人人のゲゼルシャフト行為が, 今は原則として自首的であっても, (何らかの)「全体」の諸機関に対して『経営』他首的となる, ということの意味するであろう。」 Max Weber, *Wissenschaftslehre*, s. 450. 林道義訳『理解社会学の若干のカテゴリーについて』51頁。
- 29) *Ibid.*, s. 55. 富永訳352頁。
- 30) 社会主義的「工場」の労働形態についてヴェーバーは, 「職階制と規律を備え, 機械に労働者を束縛し, 集積によって巨大化した, 同時に……労働者を孤立化させ, 装束労働者がきわめて簡単に操作できる巨大な計算装置をもっている」が, この組織体は「——概念的には——生産の資本主義的な組織とも社会主義的な組織とも無関係である。」として社会主義経済にも存続可能な形態であるとみなした。そして, 「企業家の私的な費用計算や利潤計算の結果に束縛されているものすべての全存在と結びついてある私経済的な収利性の原理に従う今日の淘汰が, 共同経済的な連帯性のなんらかの形態によって取って替わるならば, それは巨大な機構のなかで現に生きている精神を根底から変えてしまうであろう。しかもそのことがどんな結果をもたらすかは, 誰も想像することすらできないのである。」と。Max Weber, G.A. zur Soziologie und Sozialpolitik, s. 60. 1924. 鼓肇雄訳『工業労働調査論』67頁。なお, 学問研究の領域でヴェーバーがいかに経験的社会調査を重視したかについて, P. F. Lazarsfeld and A. R. Oberschall, Max Weber and empirical social research, *American Sociological Review*, Vol. 30, No. 2, 1965. を参照のこと。
- 31) *Ibid.*, s. 60, s. 87. 富永訳361-362頁および423頁。
- 32) わが国の労働風土, 勤労態度に関しては, 経営体の組織というフォーマルな原理と別に考察するべきであろう。日本の青年労働者が賃金に対する不満(職場と社会に対しても)と同時に, 仕事を介した「自己実現」を強く志向すること, また日本の職場がヨーロッパのように機能集団化せず, 全人格を投入する「共同生活体」となり, 中・壮年管理者層に適合的なものとなることについて, それぞれ, 間 宏『イギリスの社会と労使関係』, 169頁以下, 津田真澄『日本の経営の論理』, 204頁以下及び247頁以下, を参照のこと。近年来日した人類学者レヴィ・ストロースは, 京都を中心とする学者との対談で, 日本の伝統的労働観は仏語の *travail* の意味内容と異なり, むしろ人間形成と密接に結合してきた事情を説明された。それに対しストロースをして, もしそうなら「日本の経済発展に西洋は絶対にたちうちできないだろう」(『世界』1978年6月号385頁)と驚嘆せしめているが, この発生要因を私は, 家権力の分散化を土台とする家産制的支配に特徴的な情緒的労働意欲 (*die affektuelle Arbeitswilligkeit*) に求めたい。喜多野清一『家と同族の基礎理論』, 132-133頁, 有賀喜左衛門『日本家族制度と小作制度』(有賀喜左衛門著作集, 1, II) および, 大塚久雄著作集第7巻, とくに「マックス・ヴェーバーのアジア社会観」を各々参照のこと。
- 33) *Ibid.*, s. 41. 富永訳323頁。
- 34) *Ibid.*, s. 59. 富永訳360頁。
- 35) *Ibid.*, s. 3. 同訳書『一般社会経済史要論』, 上, 10頁。
- 36) 50年代末から60年代初めにおける, 解放後の中国の一地方では, 貨幣と並んで, 基礎的生活物資の贈入制限をするため「贈糧証」や「購貨証」といった通帳を携帯させるといふ, 二本立てで欲求充足が行なわれていた。西条正『中国人として育った私——解放後のハルビンで』, 128頁以下参照。
- 37) 本稿の問題関心と関連する国家社会主義については, A. Giddens, *The class structure of the advanced societies*, chap. 12, 13, 1973. 市川統洋訳『先進社会の階級構造』第12, 13章参照。
- 38) 菊池昌典『体験的社会主義論』52頁。
- 39) *Ibid.*, s. 504. 浜島訳202頁。
- 40) *Ibid.*, s. 61. 富永訳364頁。
- 41) *Ibid.*, s. 129. 世良晃志郎訳『支配の諸類型』28-29頁。
- 42) 内田芳明『ヴェーバーとマルクス』44頁。
- 43) 内田前掲書同頁。
- 44) 大塚久雄『生活の貧しさと心の貧しさ』176-177頁。
- 45) 内田芳明『ヴェーバー 社会科学の基礎研究』187頁以下および398頁注(1)。
- 46) 内田『基礎研究』78頁以下。
- 47) *Ibid.*, s. 395. 中村貞二, 山田高生訳『新秩序ドイツの議会と政府』372頁。
- 48) *Ibid.*, s. 266. 山田訳『ドイツにおける』213頁。
- 49) 上山安敏『ヴェーバーとその社会』336頁。ゾンバルトの「ブルジョア」に対抗して, ヴェーバーが「市民」(*Bürger*) という概念を使用した根拠については, 同書200頁参照のこと。

- 50) *Ibid.*, s. 266. 山田訳『ドイツにおける』213頁。「『国家市民』という現代的概念をはじめて生み出した官僚支配のもとで、人びとは平準化され逃れることができない。結局は、投票用紙がこの支配に対する唯一の権力手段である。」(*ibid.*, s. 268. 同訳書216頁)。
- 51) R・フォセール『社会主義契約論』樋口謙一訳, 267頁参照のこと。対外的に封鎖化されたシンジケート企業については, Max Weber, P.S., s. 395. 中村, 山田訳『新秩序』372頁, 及び Helmut Girndt, *Das soziale Handeln als Grundkategorie erfahrungswissenschaftlicher Soziologie*, 1967, s. 54. を参照のこと。
- 52) *Ibid.*, s. 833. 石尾芳久訳『国家社会学』43頁。
- 53) 「政党は、…その最も根源的な本質においては、自由意志で創立され、そして、自由な、必ずつねに新たな徴募を狙っている組織」(P.S. s. 324. 「新秩序」322頁)である(ウェーバーは別の論文中で、闘争と妥協が政党の基本的特徴であるとも指摘。P.S., s. 261. 「ドイツにおける」228頁)。こうしたウェーバーの国家観、つまり国家は単なる支配階級の道具以上のもので、「国家は国家として、経済的強者に対してある程度の自立性をもつ」という、彼の理想主義的認識は鋭くマルクスと対立する。また、ウェーバーが効率 (efficiency) のある、ダイナミックな資本主義を擁護した点は、はからずも彼の弟子シュムペーターの creative destruction という危機意識に対応するものといえよう。自律的、自首的な私的企業、しかも激しい競争原理に支えられ、それによって合理的な価格を形成するような資本主義が彼の理念にあったとするなら、人間の自発的な政党結成を重視する彼の政党観は、その嫡子となるものであろう。W. Mommsen, Max Weber, *Gesellschaft, Politik und Geschichte, V. Kapitalismus und Sozialismus*. 中村貞二他訳『マックス・ウェーバー』, 第5章。
- 54) *Ibid.*, s. 855. 石尾訳94頁。
- 55) *Ibid.*, s. 856. 石尾訳95頁。
- 56) 「プロレタリアートの独裁」は独裁者を求め、一般大衆はそれを甘受することについて, *ibid.*, s. 163. 世良訳『諸類型』160頁, 参照のこと。
- 57) Max Weber, W. u. G., s. 13. 清水幾太郎訳『社会学の根本概念』41頁。
- 58) 丸山真男『日本の思想』57頁。

(脱稿 昭和53年7月26日 未完の本稿を高梁に眠る父におくる)